

## [事案 2025-153] 入院給付金支払請求

・令和8年3月27日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2025-136] の申立人と同一人である。

### <事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

急性腰痛症により入院したことから、令和7年3月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを謝絶されたが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)出張先で突然腰痛を発症し、歩行困難となり、病院で受診した。レントゲン検査を経て、医師の判断により即日入院となった。診察時、医師から「このまま帰宅させるのは危険」、「安静のため入院が必要」と説明され、医学的判断に基づく入院だった。
- (2)入院中は、レントゲン検査結果に基づく経過観察、湿布処置、医師・看護師の管理下での安静指示などが行われており、「通院で対応可能な内容」とは思えない治療が行われた。歩行困難な状態であり、自宅安静も困難だったから、治療のため入院が必要であったことは明白である。
- (3)相手方は、他覚所見がないことを理由に免責扱いとしているが、これは形式的に過ぎる。歩行不能や生活への支障は明白であり、医師の判断に基づき治療目的で入院している以上、免責適用には該当しないと考える。
- (4)入院先の病院は「入院は必要だった」との見解であり、本件入院が医学的に必要だったことおよび患者の希望による入院ではなかったことを記載した医師の診断書を提出することも可能である。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院先の病院に対して申立人の受療内容等の詳細について照会を行ったところ、同病院からは「本件入院が申立人の希望に基づくこと、及び本件入院において治療は安静のみ（経過観察で可）」との回答があった。また、同病院の請求書兼領収証においても投薬・注射等の治療行為にかかる医療費は一切生じておらず、本件入院は安静にするための入院であり、治療目的の入院ではないことから、約款に定める「入院」に該当しない。
- (2)「入院」の点を措くとしても、本件入院は、申立人に他覚所見はみられなかったから約款上の免責事由に該当する。
- (3)保険会社は、令和7年4月、申立人に入院の経緯を確認した際、申立人から「出張終了後に東京に戻ってから整形外科を受診していない」との回答を受けた。仮に本件急性腰痛症が入院による治療を要するほどのものであったのであれば、出張後も整形外科を受診して然るべきであるが、申立人は実際には受診していないのであって、当該事実も本件急性腰痛症が入院による治療を必要としないものであったことを示す一事情といえる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。